

報告第 1 2 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 7 年度財政健全化 判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び
第22条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 令和 7 年度決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：%)

項目 \ 比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	14.0	45.3
早期健全化基準	13.89	18.89	25.0	350.0

2 令和 7 年度決算に基づく経営健全化判断比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	備考
矢巾町水道事業会計	—	
矢巾町下水道事業会計	—	

議案第 4 0 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所 矢巾町大字

氏 名

議案第 4 1 号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 2 日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所 矢巾町

氏 名

議案第 4 2 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（3） 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 第6条 〔略〕	（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（3） 〔略〕 <u>（4） 危険鳥獣捕獲等手当</u> <u>（危険鳥獣捕獲等手当）</u> <u>第6条 危険鳥獣捕獲等手当は、職員が、危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲等をするための作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、作業1日又は1回につき5,000円の範囲内で規則で定める額とする。</u> <u>第7条 〔略〕</u>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 4 3 号

矢巾町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

矢巾町特別職報酬等審議会条例（昭和43年矢巾町条例第24号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

矢巾町特別職報酬等審議会条例（昭和43年矢巾町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第1条 議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額について審議するため、町長の諮問機関として矢巾町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌） 第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。 （組織） 第3条 審議会は、委員7人をもって組織し、委員は、矢巾町の区域内の住民のうちから必要の都度、町長が任命する。 2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。	（設置） 第1条 議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について審議するため、町長の諮問機関として矢巾町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌） 第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。 （組織） 第3条 審議会は、委員7人をもって組織し、委員は、矢巾町の区域内の住民のうちから必要の都度、町長が委嘱する。 2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕は記載の注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第11号）、矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 8 年矢巾町条例第12号）、矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年矢巾町条例第14号）及び矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 7 年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>第13条 削除</u>	<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(職員)</u>
第29条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 〔新設〕	第29条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する</u>

〔新設〕

（職員）

第31条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

〔新設〕

〔新設〕

と認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第31条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第44条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

〔新設〕

〔新設〕

(職員)

第47条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

〔新設〕

〔新設〕

(職員)

第44条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第47条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれ

附 則 第 9 条 前 2 条の規定を適用する時は、保育士（<u>法第18条の18 第 1 項の登録を受けた者又は地域限定保育士をいい、第29条 第 3 項若しくは第44条第 3 項又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前 2 条の規定の適用がないとした場合の第29条第 2 項又は第44条第 2 項により算定されるものをいう。）の 3 分の 2 以上、置かなければならない。</u>	<u>れもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 附 則 第 9 条 前 2 条の規定を適用する時は、保育士（<u>地域限定保育士を含み、第29条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第44条第 3 項若しくは第 4 項又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を前 2 条の規定の適用がないものとした場合の第29条第 2 項又は第44条第 2 項により算定される保育士の数の 3 分の 2 以上、置かなければならない。</u>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

（矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 8 年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、第 2 条による改正後の矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第23条、第29条、第31条、第44条及び第47条の規定は、<u>岩手県が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の26 第 1 項の認定を受けた日から施行する。</u>	附 則 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、第 2 条による改正後の矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第23条、第29条、第31条、第44条及び第47条の規定は、<u>令和 8 年10月 1 日から施行する。</u>
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

（矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年矢巾町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
〔新設〕	<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第14条の 2</u> 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第 4 項に

	<u>において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>
--	--

備考 改正箇所は改正前欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

（矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第23条第1項の規定は、 <u>岩手県が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の26第1項の認定を受けた日</u> から施行する。	附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第23条第1項の規定は、 <u>令和8年10月1日</u> から施行する。

備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第1条中矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第3条の規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行の日（令和8年12月25日）から施行する。

議案第 4 5 号

矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和 4 年矢巾町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和４年矢巾町条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（損害賠償責任の一部免責） 第２条　町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の４第１項第１号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 （１）～（４）　〔略〕	（損害賠償責任の一部免責） 第２条　町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の５第１項第１号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 （１）～（４）　〔略〕
備考　改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附　則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日（令和８年９月24日）から施行する。

議案第 4 6 号

異常気象による災害の被害者に対する町税の減免に関する条例を廃止する
条例について

異常気象による災害の被害者に対する町税の減免に関する条例（平成15年矢巾町条例第19号）を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

異常気象による災害の被害者に対する町税の減免に関する条例を廃止する条例
異常気象による災害の被害者に対する町税の減免に関する条例（平成15年矢巾町条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

盛岡・紫波地区環境施設組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

盛岡・紫波地区環境施設組合規約（昭和 43 年岩手県指令地第 1083 号）の一部を次のように変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づく協議に関し、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

盛岡・紫波地区環境施設組合規約の一部を変更する規約

盛岡・紫波地区環境施設組合規約（昭和43年岩手県指令地第1083号）の一部を次のように変更する。

変更前	変更後
（組合の共同処理する事務及び区域） 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。 （1） 一般廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃えがら及び汚でいに限る。以下同じ。）の収集、運搬及び処分に関する事 （2）～（5） 〔略〕 （経費の支弁方法） 第15条 〔略〕 2 前項に規定する分担金の割合は、均等割10分の2、面積割10分の1、利用割10分の7とする。 3～5 〔略〕	（組合の共同処理する事務及び区域） 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。 （1） 一般廃棄物（ごみ（<u>紫波町区域内において生じた生ごみを除く。以下同じ。</u>））、粗大ごみ、燃えがら及び汚でいに限る。以下同じ。）の収集、運搬及び処分に関する事 （2）～（5） 〔略〕 （経費の支弁方法） 第15条 〔略〕 2 前項に規定する分担金の割合は、均等割10分の2、面積割10分の1、利用割10分の7とする。<u>ただし、生ごみに係る経費については、盛岡市及び矢巾町がこれを負担するものとし、その負担割合は、均等割10分の2、面積割10分の1、利用割10分の7とする。</u> 3～5 〔略〕
備考 変更箇所は変更後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 4 8 号

町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

次の町道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和8年9月2日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別 紙

道路の廃止に伴う必要事項

(1／1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	807	上浅子 1 0 号線	赤林第 7 地割 1 0 2 番 1 地先	赤林第 7 地割 1 0 7 番 5 地先	602. 3
2	924	矢次線	上矢次第 7 地割 1 3 0 番 1 地先	赤林第 1 2 地割 8 番 1 地先	1, 376. 7
				合計	1, 979. 0



「この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を使用したものである。（測図番号：平18総使、第295-25号）」

岩手県 紫波郡 矢巾町全図

町道廃止路線 1、2



凡	例
● 神社	石
○ 小・中・高等学校	コンクリート被覆
○ 大学	道路境界
○ 役場	市界
○ 郵便局	町界
○ 電気	市界
○ 工業	町界
○ 商業	町界
○ 住宅	町界
○ 公園	町界
○ 墓地	町界
○ 公共施設	町界
○ 保	町界
○ 青	町界

矢巾町役場

平成19年10月

1:25,000 (1cm=250m)

北海道地図株式会社盛岡支店
電話 (019) 652-3101

議案第 4 9 号

町道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の町道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和8年9月2日提出

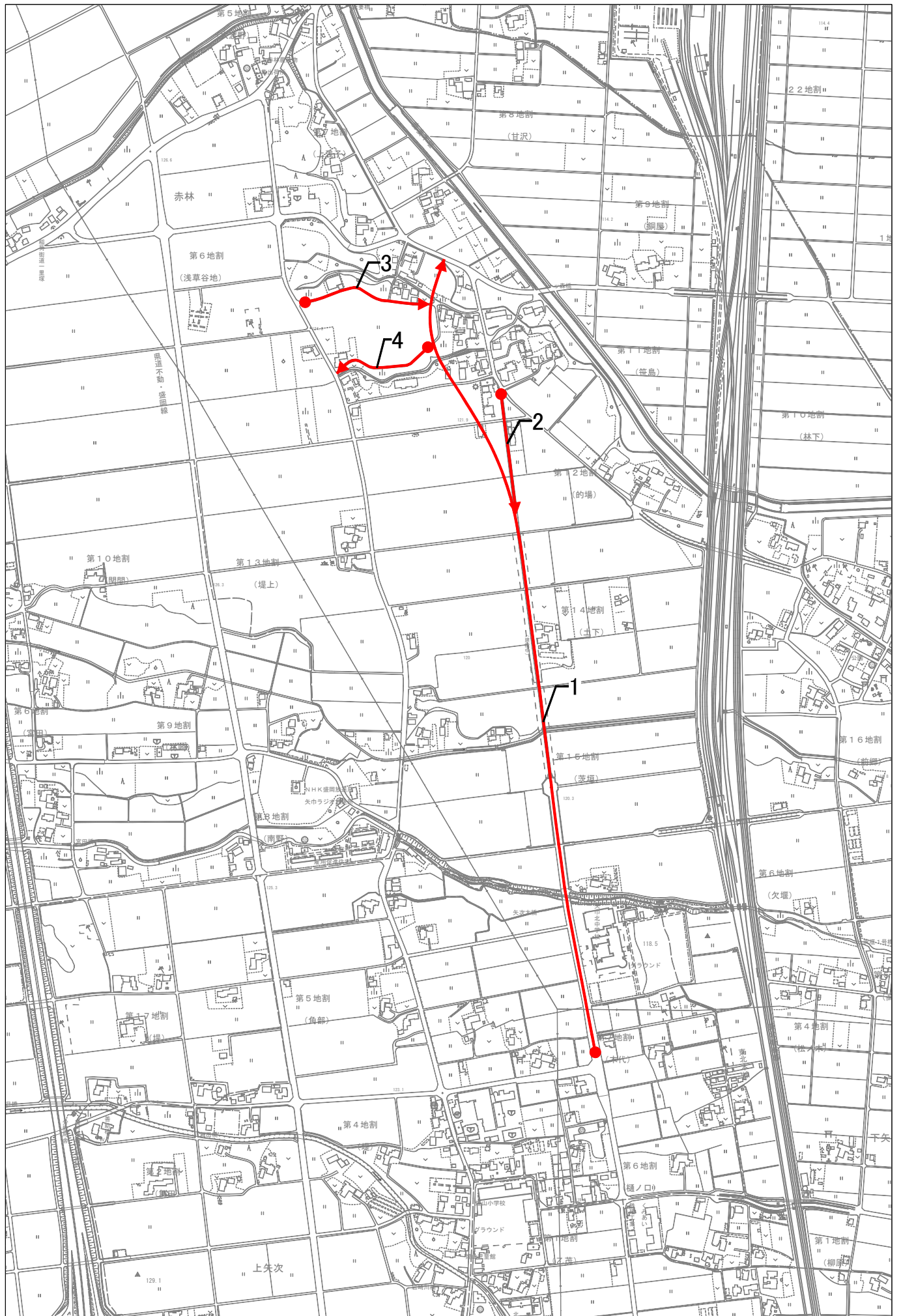
矢巾町長 高 橋 昌 造

別 紙

道路の認定に伴う必要事項

(1／1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	924	矢次線	上矢次第7地割130番1 地先	赤林第7地割102番5 地先	1,678.4
2	2823	赤林2号線	赤林第12地割28番1 地先	赤林第12地割8番4 地先	210.5
3	807	上浅子10号線	赤林第7地割102番1 地先	赤林第7地割120番2 地先	264.5
4	2824	上浅子15号線	赤林第7地割121番14 地先	赤林第7地割107番5 地先	219.5
				合計	2,372.9



令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度矢巾町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 638,878 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,638,412 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		45,093	10,779	55,872
	1 地方特例交付金	45,093	10,779	55,872
14 国庫支出金		1,837,937	42,100	1,880,037
	1 国庫負担金	1,479,168	16,656	1,495,824
	2 国庫補助金	355,038	25,444	380,482
15 県支出金		1,108,922	1,130	1,110,052
	1 県負担金	634,453	1,038	635,491
	2 県補助金	420,197	△ 107	420,090
	3 委託金	54,272	199	54,471
18 繰入金		508,111	56,296	564,407
	1 特別会計繰入金	14,206	21,694	35,900
	2 基金繰入金	493,905	34,602	528,507
19 繰越金		60,000	421,476	481,476
	1 繰越金	60,000	421,476	481,476
20 諸収入		90,034	97	90,131
	5 雑入	52,397	97	52,494
21 町債		256,800	107,000	363,800
	1 町債	256,800	107,000	363,800
補正されなかった款項にかかる金額		8,092,637		8,092,637
歳入合計		11,999,534	638,878	12,638,412

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		125,790	114	125,904
	1 議 会 費	125,790	114	125,904
2 総 務 費		1,521,175	178,371	1,699,546
	1 総 務 管 理 費	1,261,862	170,707	1,432,569
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	71,455	7,466	78,921
	4 選 挙 費	12,571	72	12,643
	6 監 査 委 員 会 費	10,482	126	10,608
3 民 生 費		4,746,057	73,930	4,819,987
	1 社 会 福 祉 費	2,385,238	42,707	2,427,945
	2 児 童 福 祉 費	2,360,819	31,223	2,392,042
4 衛 生 費		941,721	29,266	970,987
	1 保 健 衛 生 費	307,579	27,239	334,818
	2 環 境 衛 生 費	634,142	2,027	636,169
5 労 働 費		25,833	803	26,636
	1 労 働 諸 費	25,833	803	26,636
6 農 林 水 産 業 費		648,490	4,690	653,180
	1 農 業 費	624,749	2,082	626,831
	2 林 業 費	23,741	2,608	26,349
7 商 工 費		131,389	1,522	132,911
	1 商 工 費	131,389	1,522	132,911
8 土 木 費		1,090,033	334,323	1,424,356
	1 土 木 管 理 費	27,837	110	27,947
	2 道 路 橋 梁 費	386,419	311,398	697,817
	3 河 川 費	16,527	10,000	26,527
	4 都 市 計 画 費	562,177	12,815	574,992

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 消 防 費		391,940	1,176	393,116
	1 消 防 費	391,940	1,176	393,116
10 教 育 費		1,177,413	14,683	1,192,096
	1 教 育 総 務 費	187,225	66	187,291
	2 小 学 校 費	196,582	8,167	204,749
	3 中 学 校 費	194,790	689	195,479
	4 社 会 教 育 費	267,296	807	268,103
	5 保 健 体 育 費	331,520	4,954	336,474
12 公 債 費		1,188,492	0	1,188,492
	1 公 債 費	1,188,492	0	1,188,492
補正されなかった款項にかかる金額		11,201		11,201
歳 出 合 計		11,999,534	638,878	12,638,412

第2表

地 方 債 補 正

1 追加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河川整備事業	10,000	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金については、 当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、その 他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

2 変更 (単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路整備事業	61,500	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。	158,500	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	4,105,202		4,105,202
2 地方譲与税	170,674		170,674
3 利子割交付金	9,936		9,936
4 配当割交付金	17,348		17,348
5 株式等譲渡所得割交付金	7,691		7,691
6 法人事業税交付金	84,701		84,701
7 地方消費税交付金	962,156		962,156
8 環境性能割交付金	124		124
9 地方特例交付金	45,093	10,779	55,872
10 地方交付税	2,417,575		2,417,575
11 交通安全対策特別交付金	2,827		2,827
12 分担金及び負担金	66,832		66,832
13 使用料及び手数料	79,985		79,985
14 国庫支出金	1,837,937	42,100	1,880,037
15 県支出金	1,108,922	1,130	1,110,052
16 財産収入	14,532		14,532
17 寄附金	153,054		153,054
18 繰入金	508,111	56,296	564,407
19 繰越金	60,000	421,476	481,476
20 諸収入	90,034	97	90,131
21 町債	256,800	107,000	363,800
歳入合計	11,999,534	638,878	12,638,412

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	125,790	114	125,904				114	
2 総務費	1,521,175	178,371	1,699,546	1,518			176,853	
3 民生費	4,746,057	73,930	4,819,987	17,694		89	56,147	
4 衛生費	941,721	29,266	970,987				29,266	
5 労働費	25,833	803	26,636				803	
6 農林水産業費	648,490	4,690	653,180	△107		2,008	2,789	
7 商工費	131,389	1,522	132,911				1,522	
8 土木費	1,090,033	334,323	1,424,356	24,125	107,000		203,198	
9 消防費	391,940	1,176	393,116				1,176	
10 教育費	1,177,413	14,683	1,192,096				14,683	
11 災害復旧費	2,200		2,200					
12 公債費	1,188,492		1,188,492			32,602	△32,602	
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	11,999,534	638,878	12,638,412	43,230	107,000	34,699	453,949	

歳

入

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方特例交付金	45, 093	10, 779	55, 872	1 地方特例交付金	10, 779	地方特例交付金の増 10, 779
計	45, 093	10, 779	55, 872			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1, 462, 668	16, 656	1, 479, 324	2 障害者自立支援給付費負担金	1, 979	障害者自立支援給付費負担金の増 800 過年度分障害者自立支援給付費負担金 1, 179
				4 児童手当交付金	231	過年度分児童手当交付金 231
				5 児童福祉施設費負担金	14, 446	過年度分保育所運営費交付金 14, 446
計	1, 479, 168	16, 656	1, 495, 824			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	49, 195	1, 518	50, 713	3 デジタル基盤改革支援補助金	1, 518	デジタル基盤改革支援補助金 1, 518
4 土木費国庫補助金	119, 059	23, 926	142, 985	1 道路橋梁費補助金	23, 926	社会資本整備総合交付金の増 27, 500 道路メンテナンス事業費補助金の減 △3, 574
計	355, 038	25, 444	380, 482			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	634, 203	1, 038	635, 241	3 障害福祉事業費負担金	989	障害者自立支援給付費負担金の増 400 過年度分障害者自立支援給付費負担金 589
				6 児童手当負担金	49	過年度分児童手当負担金 49
計	634, 453	1, 038	635, 491			

9 地方特例交付金

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業費県補助金	156, 951	△107	156, 844	2 農業振興費補助金	707	多面的機能支払交付金の増 707
				4 林業費補助金	△814	森林環境保全直接支援事業補助金の減 △814
計	420, 197	△107	420, 090			

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

5 土木費委託金	6, 656	199	6, 855	1 河川費委託金	199	一級河川雑物除去委託金の増 185 一級河川樋門管理委託金の増 14
計	54, 272	199	54, 471			

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

1 国民健康保険事業特別会計繰入金	1	6, 245	6, 246	1 国民健康保険事業特別会計繰入金	6, 245	国民健康保険事業特別会計繰入金の増 6, 245
2 介護保険事業特別会計繰入金	14, 204	14, 058	28, 262	1 介護保険事業特別会計繰入金	14, 058	介護保険事業特別会計繰入金の増 14, 058
3 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1, 391	1, 392	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1, 391	後期高齢者医療特別会計繰入金の増 1, 391
計	14, 206	21, 694	35, 900			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

2 減債基金繰入金	1	32, 602	32, 603	1 減債基金繰入金	32, 602	減債基金繰入金の増 32, 602
5 森林環境基金繰入金	4, 000	2, 000	6, 000	1 森林環境基金繰入金	2, 000	森林環境基金繰入金の増 2, 000
計	493, 905	34, 602	528, 507			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	60,000	421,476	481,476	1 繰越金	421,476	前年度歳計繰越金の増	421,476
計	60,000	421,476	481,476				

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

2 雑入	52,396	97	52,493	3 民生費雑入	89	平和学習派遣事業補助金	89
				5 農林水産業費雑入	8	経営所得安定対策推進事業補助金過年度返還金	8
計	52,397	97	52,494				

(款) 21 町債

(項) 1 町債

3 土木債	81,400	107,000	188,400	1 道路整備事業債	97,000	公共事業等債の増 緊急自然災害防止対策事業債	22,600 74,400
				4 河川整備事業債	10,000	緊急浚渫推進事業債	10,000
計	256,800	107,000	363,800				

歳

出

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1議会費	125,790	114	125,904				114	3職 員 手 当 等	114	◎議会運営事業の増 ○一般職員給与費の増	114 114
計	125,790	114	125,904				114				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	495,053	△3,616	491,437				△3,616	1 報 酬	1,873	◎一般管理事業の減 △5,514 ○一般職員給与費の減 △6,286
								2 給 料	△2,100	○一般管理事業の増 772 特別職報酬等審議会委員報酬 49 報償費 373 賠償金 300 令和 8 年度熊本地震義援金 50
								3 職 員 手 当 等	△686	
								4 共 済 費	△3,500	
								7 報 償 費	373	◎人事・服務管理事業の増 1,898 ○人事・服務管理事業の増 1,898
								8 旅 費	52	会計年度任用職員報酬 1,824 費用弁償 52 安全衛生教育講習負担金 22
								10 需 用 費	50	
								11 役 務 費	△50	◎職員研修事業 ○職員研修事業
								18 負担金、補助及び交付金	22	消耗品費 50 手数料 △50
								21 補償、補填及び賠償金	300	
2 文書広報費	53,487	990	54,477				990	25 寄 附 金	50	
								12 委 託 料	990	◎広報広聴事業の増 990 ○広報事業の増 990

1 議会費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									ホームページ改修業務委託料 990	
5財産管理費	172, 563	8, 028	180, 591				8, 028	10 需 用 費	300	◎財産管理事業の増 4, 518
								12 委 託 料	3, 330	○財産管理事業の増 4, 518
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	2, 318	駐車場等除雪業務委託料 750
								14 工 事 請 負 費	2, 080	町有地立木伐採業務委託料 500
									廃棄物処理業務委託料 200	
									用地測量調査業務委託料 750	
									使用料及び賃借料 2, 318	
									◎庁舎管理運営事業の増 3, 510	
									○庁舎管理事業の増 3, 510	
									修繕料 300	
									清掃業務委託料 479	
									自動ドア設備保守点検業務委託料 15	
									庁舎夜勤常駐警備業務委託料 636	
									工事請負費 2, 080	
6企画費	167, 542	320	167, 862				320	12 委 託 料	320	◎企画事業の増 320
										○公共交通事業の増 320
										市街地循環バス運行業務委託料 320
8財政調整基金費	3, 197	164, 018	167, 215				164, 018	24 積 立 金	164, 018	◎財政調整基金積立事業の増 164, 018
										○財政調整基金積立事業の増 164, 018
										財政調整基金積立金 164, 018
9コミュニティ対策費	47, 876	192	48, 068				192	18 負担金、補助及び交付金	192	◎コミュニティ推進事業の増 192
										○コミュニティ施設等整備事業の増 192
										行政区掲示板設置事業補助金 △38
										防犯灯設置事業補助金 175

(款) 2 総務費				(項) 1 総務管理費						
										公民館整備事業補助金 55
10電子計算費	272,638	775	273,413				775	12委託料	375	◎電子計算事業の増 775
								13使用料及び賃借料	400	○電子計算業務運営事業の増 775
										生成A I サービス導入業務委託料 375
										使用料及び賃借料 400
計	1,261,862	170,707	1,432,569				170,707			

(款) 2 総務費				(項) 3 戸籍住民基本台帳費						
1戸籍住民基本台帳費	71,455	7,466	78,921	1,518			5,948	2給料	3,100	◎戸籍住民基本台帳事業の増 7,466
								3職員手当等	2,531	○一般職員給与費の増 7,466
								4共済費	1,835	
計	71,455	7,466	78,921	1,518			5,948			

(款) 2 総務費				(項) 4 選挙費						
1選挙管理委員会費	12,367	72	12,439				72	10需用費	72	◎適正選挙推進事業の増 72
										○選挙管理委員会費の増 72
										消耗品費 72
計	12,571	72	12,643				72			

(款) 2 総務費				(項) 6 監査委員費						
1監査委員費	10,482	126	10,608				126	3職員手当等	126	◎監査事業の増 126
										○一般職員給与費の増 105
										○監査事業の増 21
										会計年度任用職員手当等 21
計	10,482	126	10,608				126			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総務費	431, 273	313	431, 586			89	224	2 給 料	△3, 000	◎社会福祉総務事業の減 ○一般職員給与費の減 △3, 508 △3, 613
								3 職 員 手 当 等	2, 420	○社会福祉総務事業の減 △18
								4 共 済 費	886	会計年度任用職員手当等 23
								8 旅 費	0	会計年度任用職員社会保険料 等 2
								10 需 用 費	7	特別旅費 △50 食糧費 7 ○重層的支援体制整備事業の増 123 会計年度任用職員手当等 70 会計年度任用職員社会保険料 等 3 特別旅費 50
										◎国民健康保険運営事業の増 3, 821 ○一般職員給与費の増 3, 821
2 障害福祉 費	979, 281	19, 981	999, 262	2, 968			17, 013	3 職 員 手 当 等	32	◎障害福祉総務事業の増 55 ○障害福祉総務事業の増 55 謝礼 55
								7 報 償 費	55	
								19 扶 助 費	1, 600	◎障害者支援事業の増 2, 639 ○障害者自立支援事業の増 2, 639 会計年度任用職員手当等 32 補装具費支給費 1, 600 障害者医療費国庫負担金過 年 度返還金 671 障害者医療費県費負担金過 年 度返還金 336
								22 償還金、利子 及び割引料	18, 294	◎障害児福祉事業の増 17, 287 ○障害児福祉事業の増 17, 287

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

										障害児入所給付費等国庫負担金過年度返還金	11,329
										障害児入所給付費等県費負担金過年度返還金	5,665
										児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金過年度返還金	293
3 老人福祉費	884,976	18,670	903,646				18,670	3 職 員 手 当 等	428	◎老人福祉総務事業の増	745
								18 負担金、補助及び交付金	14,335	○一般職員給与費の増	541
								22 償還金、利子及び割引料	204	○老人福祉総務事業の増	204
								27 繰 出 金	3,703	低所得者保険料軽減負担金過年度返還金	204
										◎介護保険運営事業の増	4,510
										○一般職員給与費の増	807
										○介護保険事業特別会計繰出事業の増	3,703
										事務費等繰出金	440
										低所得者保険料軽減繰出金	3,263
										◎後期高齢者医療運営事業の増	13,415
										○一般職員給与費の減	△920
										○岩手県後期高齢者医療広域連合運営事業の増	14,335
										過年度分市町村療養給付費負担金	14,335
4 保健福祉交流センター費	29,921	3,743	33,664				3,743	10 需 用 費	170	◎保健福祉交流センター管理運営事業の増	3,743
								12 委 託 料	3,573	○保健福祉交流センター維持管理事業の増	3,743
										消耗品費	170
										駐車場等除雪業務委託料	3,573
計	2,385,238	42,707	2,427,945	2,968		89	39,650				

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 児童福祉 総務費	253, 211	14, 807	268, 018				14, 807	3 職 員 手 当 等	1, 077	◎児童福祉総務事業の増	6, 491
								12 委 託 料	△55	○一般職員給与費の増	1, 077
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△1, 227	○児童行政事業の増 子ども・子育て支援交付金過 年度返還金	5, 414
								14 工 事 請 負 費	9, 598	物価高対応子育て応援手当支 給事務費補助金過年度返還金	5, 170
								22 償還金、利子 及 び 割 引 料	5, 414	給事務費補助金過年度返還金	244
										◎健全育成事業の増	8, 316
										○児童館維持管理事業の増	8, 316
										太陽光発電設備保守点検業務 委託料	△55
										使用料及び賃借料	△1, 227
										工事請負費	9, 598
2 児童措置 費	536, 591	27	536, 618	280			△253	3 職 員 手 当 等	27	◎児童措置事業の増	27
										○児童手当取扱事業の増	27
										会計年度任用職員手当等	27
3 児童福祉 施設費	1, 427, 801	15, 980	1, 443, 781	14, 446			1, 534	3 職 員 手 当 等	△1, 000	◎児童福祉施設総務事業の増	1, 626
								10 需 用 費	286	○保育行政事業の増	1, 626
								17 備 品 購 入 費	40	子どものための教育・保育給 付県負担金過年度返還金	1, 626
								22 償還金、利子 及 び 割 引 料	16, 654	◎町立保育園事業の減	△674
										○一般職員給与費の減	△1, 000
										○町立保育園維持管理事業の増	286
										修繕料	286
										○町立保育園運営事業の増	40
										管理備品購入費	40

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

										◎私立保育園助成事業の増 14,519	
										○私立保育園等整備費補助事業の増 14,519	
										保育対策総合支援事業費補助金過年度返還金 582	
										就学前教育・保育施設整備費交付金過年度返還金 13,937	
										◎施設等利用給付事業の増 509	
										○施設等利用給付事業の増 509	
										子育てのための施設等利用給付交付金過年度返還金 339	
										子育てのための施設等利用給付負担金過年度返還金 170	
4母子福祉費	143,216	409	143,625				409	1報酬	303	◎母子福祉医療費助成事業の増 409	
								3職員手当等	106	○母子福祉医療費総務事業の増 409	
										会計年度任用職員報酬 303	
										会計年度任用職員手当等 106	
計	2,360,819	31,223	2,392,042	14,726			16,497				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	235,807	1,357	237,164				1,357	3職員手当等	△69	◎保健衛生総務事業の減 △400	
										○一般職員給与費の減 △400	
								22償還金、利子及び割引料	1,426	◎母子保健事業の増 1,757	
										○一般職員給与費の増 297	
										○母子保健事業の増 677	
										過年度未熟児養育医療費等国庫負担金 327	
										過年度未熟児養育医療費等県費負担金 350	
										○重層的支援体制整備事業の増 34	
										会計年度任用職員手当等 34	
										○出産・子育て応援事業の増 749	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									出産・子育て応援交付金過年度返還金749	
2予防費	71,772	25,882	97,654				25,882	12委 託 料	25,882	◎予防接種事業の増25,882 ○予防接種事業の増25,882 各種任意予防接種業務委託料6,734 各種定期B類予防接種業務委託料19,148
計	307,579	27,239	334,818				27,239			

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1環境衛生 総務費	570,013	2,027	572,040				2,027	3職 員 手 当 等	1,908	◎環境衛生事業の増 ○一般職員給与費の増 2,027 2,027
								4共 済 費	119	
計	634,142	2,027	636,169				2,027			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1労働諸費	25,833	803	26,636				803	14工 事 請 負 費	803	◎就労者支援事業の増 ○矢巾勤労者共同福祉センター 管理運営事業の増 工事請負費 803 803 803
計	25,833	803	26,636				803			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1農業委員会費	37,538	2	37,540				2	8旅 費	2	◎農業委員会総務事業の増 ○農業委員会総務事業の増 費用弁償 2 2 2
---------	--------	---	--------	--	--	--	---	------	---	---

(款) 6 農林水産業費				(項) 1 農業費						
2 農業総務費	50,474	123	50,597				123	3 職員手当等	100	◎農政対策事業の増 100 ○一般職員給与費の増 100
								18 負担金、補助及び交付金	23	◎経営構造対策事業の増 23 ○担い手育成事業の増 23 全国農業担い手サミット負担金 23
3 農業振興費	44,842	1,538	46,380			8	1,530	1 報酬	1,211	◎農業振興事業の増 1,529 ○有害鳥獣駆除事業の増 1,529 会計年度任用職員報酬 1,211 会計年度任用職員手当等 318
								3 職員手当等	318	
								22 償還金、利子及び割引料	9	◎持続可能な農業経営体育成事業の増 9 ○需要に応じた米生産推進事業の増 9 経営所得安定対策推進事業補助金過年度返還金 9
5 農地費	310,092	127	310,219	707			△580	1 報酬	127	◎農業基盤整備事業の増 127 ○農地等整備事業の増 127 会計年度任用職員報酬 127
8 ダム管理費	17,550	292	17,842				292	3 職員手当等	256	◎ダム維持管理事業の増 292 ○一般職員給与費の増 256
								12 委託料	36	○ダム維持管理事業の増 36 煙山ダム電気保安業務委託料 36
計	624,749	2,082	626,831	707		8	1,367			

(款) 6 農林水産業費				(項) 2 林業費						
1 林業振興費	23,741	2,608	26,349	△814		2,000	1,422	11 役務費	6	◎林業振興対策事業の増 2,608 ○林業振興事業の増 3,806
								12 委託料	1,982	通信運搬費 6

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	12	森林病虫害等防除業務委託料 民有林保育間伐業務委託料 使用料及び賃借料 森林管理用備品購入費 ○町有林部分林管理事業の減 森林環境保全直接支援事業委 託料	4,000 △820 12 608 △1,198 △1,198
								17 備 品 購 入 費	608		
計	23,741	2,608	26,349	△814		2,000	1,422				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務 費	43,830	434	44,264				434	3 職 員 手 当 等	434	◎商工総務事業の増 434 ○一般職員給与費の増 434
4 観光費	32,334	808	33,142				808	10 需 用 費	64	◎観光推進事業の増 64 ○観光振興対策事業の増 64 印刷製本費 64
								14 工 事 請 負 費	744	◎観光資源管理運営事業の増 744 ○ひまわりパーク維持管理事業 の増 744 工事請負費 744
5 自然公園 施設費	8,716	280	8,996				280	14 工 事 請 負 費	280	◎自然公園管理運営事業の増 280 ○自然公園維持管理事業の増 280 工事請負費 280
計	131,389	1,522	132,911				1,522			

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1土木総務費	27,837	110	27,947				110	3職員手当等	95	◎土木総務事業の増 ○土木総務事業の増 会計年度任用職員手当等 費用弁償 河川費負担金	110
								8旅費	3		110
								18負担金、補助及び交付金	12		95
計	27,837	110	27,947				110				3
											12

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1道路橋梁総務費	56,293	22	56,315				22	12委託料	22	◎道路橋梁総務事業の増 ○道路橋梁総務事業の増 電気保安業務委託料	22
2道路維持費	119,075	238,475	357,550		56,000		182,475	2給料	1,081	◎道路維持事業の増 ○道路維持管理事業の増 消耗品費 燃料費 道路等清掃業務委託料 道路維持管理業務委託料 工事請負費 ○交通安全施設整備事業の増 工事請負費	68,351
								3職員手当等	60		66,426
								10需用費	17,941		1,836
								11役務費	2		31
								12委託料	152,907		517
								14工事請負費	66,484		△517
										◎除雪事業の増 ○一般職員給与費の増 ○除雪事業の増 会計年度任用職員給料 会計年度任用職員手当等 消耗品費 燃料費 光熱水費 手数料 除雪業務委託料 除雪管理システム保守業務委託料	64,559
											1,925
											1,925
											170,124
											50
											170,074
											1,081
											10
											9,121
											439
											6,514
											2
											146,252
											6,655

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明				
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
3道路新設改良費	133,392	72,901	206,293	27,500	41,000		4,401	12委 託 料	18,005	◎道路新設改良事業の増	72,901		
								14工 事 請 負 費	51,597	○防災安全対策事業の増 測量調査設計業務委託料 工事請負費 土地購入費 支障物件補償費	68,604		
											16公 有 財 産 購 入 費	△1,413	18,005
													47,300
								21補 償、補 填 及 び 賠 償 金	4,712	△1,413	4,712		
										○生活道路整備事業の増	4,297		
										工事請負費	4,297		
4橋梁維持費	77,659	0	77,659	△3,574			3,574	12委 託 料	△3,500	◎橋梁維持補修事業			
								14工 事 請 負 費	3,500	○橋梁維持補修事業 測量調査設計業務委託料 工事請負費	△3,500 3,500		
計	386,419	311,398	697,817	23,926	97,000		190,472						

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

1河川総務費	16,527	10,000	26,527	199	10,000		△199	12委 託 料	10,000	◎河川管理事業の増 ○河川管理事業の増 河川中州除去業務委託料
計	16,527	10,000	26,527	199	10,000		△199			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1都市計画総務費	249,749	11,437	261,186				11,437	3職 員 手 当 等	1,010	◎都市計画総務事業の増 ○一般職員給与費の増
								10需 用 費	8,129	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

								12 委 託 料	847	◎施設管理運営事業の増	10,427
								14 工 事 請 負 費	751	○矢幅駅東西自由通路等維持管理事業の増	8,880
								17 備 品 購 入 費	700	光熱水費	8,037
										修繕料	92
										工事請負費	751
										○矢巾町駐車場維持管理事業の増	847
										駐車場除雪業務委託料	847
										○矢巾町活動交流センター維持管理事業の増	700
										活動交流センター備品購入費	700
5公園費	46,946	1,378	48,324				1,378	14 工 事 請 負 費	1,378	◎都市公園事業の増	1,378
										○都市公園維持補修事業の増	1,378
										工事請負費	1,378
計	562,177	12,815	574,992				12,815				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

2非常備消防費	61,656	744	62,400				744	3 職 員 手 当 等	634	◎非常備消防事業の増	744
								11 役 務 費	110	○一般職員給与費の増	634
										○非常備消防事業の増	110
										手数料	110
3消防施設費	24,035	334	24,369				334	17 備 品 購 入 費	334	◎消防施設整備事業の増	334
										○消防施設維持事業の増	334
										消防防災関連備品購入費	334
5災害対策費	23,199	98	23,297				98	3 職 員 手 当 等	50	◎災害対策事業の増	98
								8 旅 費	48	○一般職員給与費の増	50
										○災害対策事業の増	48
										普通旅費	48
計	391,940	1,176	393,116				1,176				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2事務局費	76,967	66	77,033				66	3職 員 手 当 等	66	◎教育委員会事務局運営事業の増 ○一般職員給与費の増	66 66
計	187,225	66	187,291				66				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	112,097	8,167	120,264				8,167	7報 償 費	42	◎小学校管理事業の増 8,125 ○小学校維持管理事業の増 8,125 手数料 50 病虫害等防除業務委託料 △116 遊具及び体育器具等保守点検業務委託料 191 工事請負費 8,000
								11役 務 費	50	
								12委 託 料	75	
								14工 事 請 負 費	8,000	◎小学校保健衛生事業の増 42 ○小学校保健衛生事業の増 42 謝礼 42
計	196,582	8,167	204,749				8,167			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理費	129,719	689	130,408				689	7報 償 費	14	◎中学校管理事業の増 675 ○中学校維持管理事業の増 675 手数料 66 防火設備定期検査業務委託料 5 建築物定期報告業務委託料 △5 産業廃棄物処分業務委託料 △3 消火器処分業務委託料 3 電気保安業務委託料 15 地下油タンク清掃等保守点検業務委託料 △17
								11役 務 費	66	
								12委 託 料	60	
								17備 品 購 入 費	549	

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

										受水槽・高架水槽清掃等保守 点検業務委託料	2
										雨水貯水槽等保守点検業務委 託料	5
										遊具及び体育器具保守点検業 務委託料	55
										中学校管理備品購入	549
										◎中学校保健衛生事業の増	14
										○中学校保健衛生事業の増	14
										謝礼	14
計	194,790	689	195,479				689				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1社会教育 総務費	75,031	262	75,293				262	3職 員 手 当 等	262	◎社会教育振興事業の増	262
										○一般職員給与費の増	262
2公民館費	72,495	△31	72,464				△31	3職 員 手 当 等	105	◎矢巾町公民館事業の減	△31
								10需 用 費	253	○一般職員給与費の増	105
								12委 託 料	183	○矢巾町公民館維持管理事業の 減	△136
								14工 事 請 負 費	△407	修繕料	253
								17備 品 購 入 費	△165	エレベーター設備保守点検業 務委託料	18
										工事請負費	△407
										○矢巾町公民館運営事業	
										自動貸出機用IC機器更新業務 委託料	165
										図書管理備品購入費	△165
3文化会館 費	78,818	136	78,954				136	14工 事 請 負 費	136	◎田園ホール管理事業の増	136
										○田園ホール管理事業の増	136
										工事請負費	136

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
5史跡公園 建設費	17,564	359	17,923				359	7報 償 費	361	◎徳丹城跡整備事業の増	359
								8旅 費	152	○史跡公園総務事業 謝礼	154
								12委 託 料	△154	徳丹城イベント音響業務委託 料	△154
										○史跡公園整備事業の増 謝礼	359 207
										特別旅費	152
6歴史民俗 資料館費	7,715	81	7,796				81	14工 事 請 負 費	81	◎歴史民俗資料館事業の増	81
										○歴史民俗資料館管理事業の増	81
										工事請負費	81
計	267,296	807	268,103				807				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

3学校給食 費	276,513	4,954	281,467				4,954	1報 酬	334	◎共同調理場管理運営事業の増 4,954
								2給 料	2,000	○一般職員給与費の増 4,035
								3職 員 手 当 等	1,515	○共同調理場維持管理事業の増 手数料 33
								4共 済 費	665	ドレン配管内調査業務委託料 407
								11役 務 費	33	○共同調理場運営事業の増 479
								12委 託 料	407	会計年度任用職員報酬 334
										会計年度任用職員手当等 145
計	331,520	4,954	336,474				4,954			

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

1元金	1, 141, 526	0	1, 141, 526			32, 602	△32, 602			財源更正
計	1, 188, 492	0	1, 188, 492			32, 602	△32, 602			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	5,619,975	5,469,355	487,500	735,656	5,221,199
(1) 総務	138,847	312,125	0	40,072	272,053
(2) 民生	57,570	58,757	13,700	5,225	67,232
(3) 衛生	213,673	185,778	0	27,752	158,026
(4) 農林水産	145,839	223,181	152,600	11,696	364,085
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	3,612,449	3,366,980	220,700	464,766	3,122,914
(7) 公営住宅	67,273	81,992	19,900	3,393	98,499
(8) 消防	35,962	72,700	0	7,518	65,182
(9) 教育	1,348,362	1,167,842	80,600	175,234	1,073,208
2 災害復旧債	41,178	32,450	0	5,025	27,425
3 減税補てん債	5,263	1,520	0	1,520	0
4 臨時財政対策債	4,034,933	3,624,425	0	398,338	3,226,087
5 減収補てん債	5,926	4,939	0	987	3,952
合 計	9,707,275	9,132,689	487,500	1,141,526	8,478,663

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：人、千円)

区 分		職員数	給 与 費								共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 (年間支給率：月分)	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当	計			
補正後	長 等	2		16,428	5,512 (3.50)		198	33		22,171	2,057	24,228	退職手当負担金 2,629
	議 員	18	53,052		17,795 (3.50)					70,847	12,857	83,704	
	その他の 特 別 職	597	36,201	6,780	2,276 (3.50)		99	170		45,526	1,815	47,341	退職手当負担金 1,153
	計	617	89,253	23,208	25,583 (3.50)		297	203		138,544	16,729	155,273	退職手当負担金 3,782
補正前	長 等	2		16,428	5,512 (3.50)		198	33		22,171	2,057	24,228	退職手当負担金 2,629
	議 員	18	53,052		17,795 (3.50)					70,847	12,857	83,704	
	その他の 特 別 職	597	36,152	6,780	2,276 (3.50)		99	170		45,477	1,815	47,292	退職手当負担金 1,153
	計	617	89,204	23,208	25,583 (3.50)		297	203		138,495	16,729	155,224	退職手当負担金 3,782
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0		0	0	0	退職手当負担金 0
	議 員	0	0		0 (0.00)					0	0	0	
	その他の 特 別 職	0	49	0	0 (0.00)		0			49	0	49	退職手当負担金 0
	計	0	49	0	0 (0.00)		0	0		49	0	49	退職手当負担金 0

２ 一 般 職

（１）総 括

（単位：人、千円）

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	177 【0】	(229, 863)	661, 463 (45, 930)	379, 447 (104, 181)	1, 040, 910 (379, 974)	207, 587 (60, 189)	1, 248, 497 (440, 163)	退職手当負担金 103, 663 児童手当 12, 000
補正前	177 【0】	(226, 064)	661, 463 (44, 849)	372, 409 (103, 300)	1, 033, 872 (374, 213)	207, 587 (60, 184)	1, 241, 459 (434, 397)	退職手当負担金 99, 663 児童手当 12, 000
比 較	0 【0】	(3, 799)	0 (1, 081)	7, 038 (881)	7, 038 (5, 761)	0 (5)	7, 038 (5, 766)	退職手当負担金 4, 000 児童手当 0

※【 】内は再任用短時間勤務職員について内書き、（ ）内は会計年度任用職員について外書き。

（単位：千円）

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時 間 外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当	地域手当	単身赴任手当	在宅勤務等手当
	補正後	14, 857	10, 893	15, 965	147, 815	117, 339	11, 039	9, 180	408	588	49, 310	440	0	950	648	15
	補正前	14, 080	10, 893	15, 965	145, 004	117, 339	11, 039	9, 180	408	588	46, 010	290	0	950	648	15
	比較	777	0	0	2, 811	0	0	0	0	0	3, 300	150	0	0	0	0

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

（単位：千円）

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0				
職 員 当 手	7, 038	制度改正による増減分			
		その他の増減分		7, 038 時間外勤務手当等諸手当の増	

令和 8 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,007 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,387,241 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入		歳入歳出予算補正			(単位：千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
7 繰越金		1	24,007	24,008	
	1 繰越金	1	24,007	24,008	
補正されなかった款項にかかる金額		2,363,233		2,363,233	
歳入合計		2,363,234	24,007	2,387,241	

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 保 健 事 業 費		46,752	10	46,762
	1 保 健 事 業 費	46,752	10	46,762
5 基 金 積 立 金		1	17,752	17,753
	1 基 金 積 立 金	1	17,752	17,753
7 諸 支 出 金		4,403	6,245	10,648
	2 繰 出 金	1	6,245	6,246
補 正 され なかった 款 項 にか かる 金 額		2,312,078		2,312,078
歳 出 合 計		2,363,234	24,007	2,387,241

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	432,900		432,900
2 使用料及び手数料	320		320
3 国庫支出金	1		1
4 県支出金	1,730,983		1,730,983
5 財産収入	2		2
6 繰入金	196,710		196,710
7 繰越金	1	24,007	24,008
8 諸収入	2,317		2,317
歳入合計	2,363,234	24,007	2,387,241

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	31,622		31,622				
2 保険給付費	1,693,909		1,693,909				
3 国民健康保険事業費納付金	585,546		585,546				
4 保健事業費	46,752	10	46,762				10
5 基金積立金	1	17,752	17,753				17,752
6 公債費	1		1				
7 諸支出金	4,403	6,245	10,648				6,245
8 予備費	1,000		1,000				
歳出合計	2,363,234	24,007	2,387,241				24,007

歳

入

2 歳 入

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	24, 007	24, 008	1 繰越金	24, 007	前年度歳計繰越金の増 24, 007
計	1	24, 007	24, 008			

歳

出

3 歳 出

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2疾病予防費	45,612	10	45,622				10	11 役 務 費	10	◎特定健康診査特定保健指導事業の増 ○特定健康診査特定保健指導事業の増 通信運搬費
計	46,752	10	46,762				10			

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 財政調整基金積立金	1	17,752	17,753				17,752	24 積 立 金	17,752	◎財政調整基金積立事業の増 17,752 ○財政調整基金積立事業の増 17,752 財政調整基金積立金 17,752
計	1	17,752	17,753				17,752			

(款) 7 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	6,245	6,246				6,245	27 繰 出 金	6,245	◎一般会計繰出金の増 6,245 ○一般会計繰出金の増 6,245 一般会計繰出金 6,245
計	1	6,245	6,246				6,245			

4 保健事業費

令和 8 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度矢巾町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 203,668 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,818,335 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入歳出予算補正				
(単位：千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		385,590	3,703	389,293
	1 一般会計繰入金	385,590	3,703	389,293
9 繰越金		1	199,965	199,966
	1 繰越金	1	199,965	199,966
補正されなかった款項にかかる金額		2,229,076		2,229,076
歳入合計		2,614,667	203,668	2,818,335

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		44,843	440	45,283
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	17,885	440	18,325
2 保 険 給 付 費		2,470,239	153,384	2,623,623
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,272,341	139,302	2,411,643
	3 そ の 他 諸 費	2,632	900	3,532
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	54,999	10,480	65,479
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	6,514	2,702	9,216
3 地 域 支 援 事 業 費		74,228	119	74,347
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	6,874	2	6,876
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	21,143	117	21,260
4 基 金 積 立 金		11	14,440	14,451
	1 基 金 積 立 金	11	14,440	14,451
6 諸 支 出 金		15,345	35,285	50,630
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,141	21,227	22,368
	2 繰 出 金	14,204	14,058	28,262
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 金 額		10,001		10,001
歳 出 合 計		2,614,667	203,668	2,818,335

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	655,260		655,260
2 分担金及び負担金	1		1
3 使用料及び手数料	82		82
4 国庫支出金	512,924		512,924
5 支払基金交付金	688,243		688,243
6 県支出金	372,544		372,544
7 財産収入	10		10
8 繰入金	385,590	3,703	389,293
9 繰越金	1	199,965	199,966
10 諸収入	12		12
歳入合計	2,614,667	203,668	2,818,335

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	44,843	440	45,283			440		
2 保険給付費	2,470,239	153,384	2,623,623			3,263	150,121	
3 地域支援事業費	74,228	119	74,347				119	
4 基金積立金	11	14,440	14,451				14,440	
5 公債費	1		1					
6 諸支出金	15,345	35,285	50,630				35,285	
7 予備費	10,000		10,000					
歳出合計	2,614,667	203,668	2,818,335			3,703	199,965	

歳

入

2 歳 入

(款) 8 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 低所得者保険料軽減繰入金	19,167	3,263	22,430	1 低所得者保険料軽減繰入金	3,263	低所得者保険料軽減繰入金の増 3,263
5 事務費等繰入金	44,761	440	45,201	1 事務費等繰入金	440	事務費等繰入金の増 440
計	385,590	3,703	389,293			

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	199,965	199,966	1 繰越金	199,965	前年度歳計繰越金の増 199,965
計	1	199,965	199,966			

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 認定調査 等費	15, 885	440	16, 325			440		11 役 務 費	440	◎認定調査事業の増 ○認定調査事業の増 手数料	440 440 440
計	17, 885	440	18, 325			440					

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1 居宅介護 サービス 給付費	839,319	64,985	904,304			3,263	61,722	18 負担金、補助 及び交付金	64,985	◎居宅介護サービス費給付事業の 増 64,985 ○居宅介護サービス費給付事業 の増 64,985 居宅介護サービス給付費 64,985
3 施設介護 サービス 給付費	929,321	64,963	994,284				64,963	18 負担金、補助 及び交付金	64,963	◎施設介護サービス費給付事業の 増 64,963 ○施設介護サービス費給付事業 の増 64,963 施設介護サービス給付費 64,963
4 居宅介護 福祉用具 購入費	1,911	419	2,330				419	18 負担金、補助 及び交付金	419	◎居宅介護福祉用具購入費給付事 業の増 419 ○居宅介護福祉用具購入費給付 事業の増 419 居宅介護福祉用具購入費 419
5 居宅介護 住宅改修 費	1,936	935	2,871				935	18 負担金、補助 及び交付金	935	◎居宅介護住宅改修費給付事業の 増 935 ○居宅介護住宅改修費給付事業 の増 935 居宅介護住宅改修費 935

1 総務費

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6居宅介護サービス計画給付費	108,768	8,000	116,768				8,000	18負担金、補助及び交付金	8,000	◎居宅介護サービス計画費給付事業の増 ○居宅介護サービス計画費給付事業の増 居宅介護サービス計画給付費
										8,000 8,000 8,000
計	2,272,341	139,302	2,411,643			3,263	136,039			

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他諸費

1 審査支払手数料	2,632	900	3,532				900	11 役 務 費	900	◎介護給付費等審査事業の増 900 ○介護給付費等審査事業の増 900 手数料 900
計	2,632	900	3,532				900			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

1 高額介護サービス費	54,899	10,480	65,379				10,480	18 負担金、補助及び交付金	10,480	◎高額介護サービス費給付事業の増 10,480 ○高額介護サービス費給付事業の増 10,480 高額介護サービス給付費 10,480
計	54,999	10,480	65,479				10,480			

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

1 高額医療合算介護サービス費	6,414	2,702	9,116				2,702	18 負担金、補助及び交付金	2,702	◎高額医療合算介護サービス費事業の増 2,702 ○高額医療合算介護サービス費事業の増 2,702
-----------------	-------	-------	-------	--	--	--	-------	----------------	-------	--

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

										高額医療合算介護サービス給 付費	2,702
計	6,514	2,702	9,216				2,702				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

1一般介護 予防事業 費	6,874	2	6,876				2	8旅 費	2	◎一般介護予防事業の増 ○介護予防普及啓発事業の増 費用弁償	2 2 2
計	6,874	2	6,876				2				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

2任意事業 費	4,232	117	4,349				117	11役 務 費	117	◎成年後見制度利用支援事業の増 ○成年後見制度利用支援事業の 増 手数料	117 117 117
計	21,143	117	21,260				117				

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1介護給付 費準備基 金積立金	11	14,440	14,451				14,440	24積 立 金	14,440	◎介護給付費準備基金積立事業の 増 ○介護給付費準備基金積立事業 の増 介護給付費準備基金積立金	14,440 14,440 14,440
計	11	14,440	14,451				14,440				

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2償還金	1	21, 227	21, 228				21, 227	22 償還金、利子 及び割引料	21, 227	◎償還金の増 ○償還金の増 返還金	21, 227 21, 227 21, 227
計	1, 141	21, 227	22, 368				21, 227				

(款) 6 諸支出金

(項) 2 繰出金

1一般会計繰出金	14, 204	14, 058	28, 262				14, 058	27 繰 出 金	14, 058	◎一般会計繰出金の増 14, 058 ○一般会計繰出金の増 14, 058 一般会計繰出金 14, 058
計	14, 204	14, 058	28, 262				14, 058			

令和 8 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度矢巾町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,022 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 402,869 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	5,022	5,023
	1 繰越金	1	5,022	5,023
補正されなかった款項にかかる金額		397,846		397,846
歳入合計		397,847	5,022	402,869

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 広域連合納付金		389,779	3,631	393,410
	1 広域連合納付金	389,779	3,631	393,410
3 諸支出金		641	1,391	2,032
	2 繰出金	1	1,391	1,392
補正されなかった款項にかかる金額		7,427		7,427
歳出合計		397,847	5,022	402,869

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	310,722		310,722
2 使用料及び手数料	70		70
3 繰入金	86,394		86,394
4 繰越金	1	5,022	5,023
5 諸収入	660		660
歳入合計	397,847	5,022	402,869

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	6,427		6,427				
2 広域連合納付金	389,779	3,631	393,410				3,631
3 諸支出金	641	1,391	2,032				1,391
4 予備費	1,000		1,000				
歳出合計	397,847	5,022	402,869				5,022

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	5,022	5,023	1 繰越金	5,022	前年度歳計繰越金の増 5,022
計	1	5,022	5,023			

3 歳 出

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1広域連合 納付金	389,779	3,631	393,410				3,631	18負担金、補助 及び交付金	3,631	◎後期高齢者医療広域連合納付金 の増 ○後期高齢者医療広域連合納付 金の増 保険料負担金	3,631 3,631 3,631
計	389,779	3,631	393,410				3,631				

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	1,391	1,392				1,391	27 繰 出 金	1,391	◎一般会計繰出金の増 ○一般会計繰出金の増 一般会計繰出金
										1,391 1,391 1,391
計	1	1,391	1,392				1,391			

2 広域連合納付金

令和8年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和8年度矢巾町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第1款 水道事業費用	818,489千円	11,420千円	829,909千円
第1項 営業費用	793,797千円	11,420千円	805,217千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第7条に定めた経費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1)職員給与費	96,910千円	252千円	97,162千円

令和8年9月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

令和 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画（第 2 号）

収益的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			818,489	11,420	829,909	
	1 営業費用		793,797	11,420	805,217	
		1 原水及び 浄水費	179,447	305	179,752	
		2 配水及び 給水費	136,879	10,403	147,282	
		4 総係費	139,320	712	140,032	

令和8年度矢巾町水道事業補正（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は純損失）	42,278,000	△ 10,446,000	31,832,000
減価償却費	319,602,000	0	319,602,000
引当金の増減額（△は減少）	651,973	0	651,973
長期前受金戻入額	△ 57,346,000	0	△ 57,346,000
受取利息及び受取配当金	△ 4,801,000	0	△ 4,801,000
支払利息	4,592,000	0	4,592,000
固定資産除却損	13,000,000	0	13,000,000
未収金の増減額（△は増加）	0	67,609,073	67,609,073
未払金の増減額（△は減少）	0	△ 147,006,410	△ 147,006,410
その他流動負債の増減額（△は増加）	0	49,280,000	49,280,000
その他流動負債の増減額（△は減少）	0	△ 11,958,643	△ 11,958,643
小計	317,976,973	△ 52,521,980	265,454,993
利息及び配当金の受取額	4,801,000	0	4,801,000
利息の支払額	△ 4,592,000	0	△ 4,592,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	318,185,973	△ 52,521,980	265,663,993
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△437,485,000	0	△437,485,000
国庫補助金等による収入	15,554,000	0	15,554,000
国庫補助金の返還による支出	△ 1,350,000	0	△ 1,350,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	6,266,000	0	6,266,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△417,015,000	0	△417,015,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	100,000,000	0	100,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 95,607,934	0	△ 95,607,934
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,392,066	0	4,392,066
資金増減額	△ 94,436,961	△ 52,521,980	△ 146,958,941
資金期首残高	460,220,989	0	460,220,989
資金期末残高	365,784,028	△ 52,521,980	313,262,048

給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費			法 定 福利費 (千円)	引当金 繰入額 (千円)	合 計 (千円)	
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)				計 (千円)
補正後	損益勘定支弁職員		5		29,042	19,397	48,439	17,897	3,742	70,078
			3		6,970	3,116	10,086	1,852		11,938
	資本勘定支弁職員		2		6,714	5,141	11,855	3,291		15,146
	合 計		10		42,726	27,654	70,380	23,040	3,742	97,162
補正前	損益勘定支弁職員		5		29,042	19,145	48,187	17,897	3,742	69,826
			3		6,970	3,116	10,086	1,852		11,938
	資本勘定支弁職員		2		6,714	5,141	11,855	3,291		15,146
	合 計		10		42,726	27,402	70,128	23,040	3,742	96,910
比較	損益勘定支弁職員		0		0	252	252	0	0	252
			0		0	0	0	0		0
	資本勘定支弁職員		0		0	0	0	0		0
	合 計		0		0	252	252	0	0	252

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	684	396	1,200	7,341	20	7,500
		0	251	0	163	0	1,467
	補正前	474	396	1,200	7,341	20	7,500
		0	251	0	163	0	1,467
比較		210	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0

手当の内訳	区分	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	6,312	509	552	24	430
		1,235	0	0	0	0
	補正前	6,312	467	552	24	300
		1,235	0	0	0	0
比較		0	42	0	0	130
		0	0	0	0	0

※ 2 段表記の上段は常勤職員、下段は短時間勤務会計年度任用職員の数値。児童手当は総括表に含まない。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明 (千円)	備 考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
手当	252	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	252	会計間異動等に係る分	252

参 考 資 料

令和 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第 2 号）

令和 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第 2 号）

収益的收入及び支出

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業費用				818,489
	1 営業費用			793,797
		1 原水及び 浄水費		179,447
			12 通信運搬費	1,147
		2 配水及び 給水費		136,879
			16 修繕費	88,711
		4 総係費		139,320
			2 手当	22,561
			29 保険料	1,257

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
11,420	829,909	
11,420	805,217	
305	179,752	
305	1,452	
10,403	147,282	
10,403	99,114	給配水管布設等に伴う修繕費の増
712	140,032	
382	22,943	
330	1,587	

令和 8 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度矢巾町下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 公共下水道事業費用	813,338 千円	4,000 千円	817,338 千円
第 1 項 営業費用	759,615 千円	4,000 千円	763,615 千円
第 2 款 農業集落排水事業費用	287,720 千円	6,164 千円	293,884 千円
第 1 項 営業費用	261,003 千円	5,624 千円	266,627 千円
第 2 項 営業外費用	26,717 千円	540 千円	27,257 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 498,723 千円は当年度分消費税資本的収支調整額 39,635 千円及び損益勘定留保資金等 459,088 千円で補てんするものとする。）。

（ 科目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 公共下水道資本的支出	584,539 千円	1,050 千円	585,589 千円
第 2 項 企業債償還金	221,596 千円	1,050 千円	222,646 千円
第 2 款 農業集落排水資本的支出	259,234 千円	3,630 千円	262,864 千円
第 1 項 建設改良費	86,043 千円	3,630 千円	89,673 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費を次のとおり補正する。

（ 科目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	39,628 千円	36 千円	39,664 千円

令和 8 年 9 月 2 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

令和8年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画（第1号）

収益的收入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道 事業費用			813,338	4,000	817,338	
	1 営業費用		759,615	4,000	763,615	
		2 雨水函渠費	4,499	3,964	8,463	
		3 総係費	60,818	36	60,854	
2 農業集落排水 事業費用			287,720	6,164	293,884	
	1 営業費用		261,003	5,624	266,627	
		1 処理場費	68,503	5,624	74,127	
	2 営業外費用		26,717	540	27,257	
		1 支払利息	25,617	540	26,157	

資本的收入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道 資本的支出			584,539	1,050	585,589	
	2 企業債償還金		221,596	1,050	222,646	
		1 企業債償還金	221,596	1,050	222,646	
2 農業集落排水 資本的支出			259,234	3,630	262,864	
	1 建設改良費		86,043	3,630	89,673	
		2 処理場建設 改良費	60,005	3,630	63,635	

令和８年度矢巾町下水道事業補正（第１号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和８年４月１日から令和９年３月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は純損失）	10,582,000	△ 9,293,000	1,289,000
減価償却額	599,481,000	0	599,481,000
引当金の増減額（△は減少）	339,000	0	339,000
長期前受金戻入額	△ 326,694,000	0	△ 326,694,000
支払利息	74,240,000	540,000	74,780,000
固定資産除却損	2,500,000	0	2,500,000
未収金の増減額（△は増加）	0	40,214,484	40,214,484
未払金の増減額（△は減少）	0	△ 182,545,503	△ 182,545,503
その他流動負債の増減額（△は増加）	0	30,360,000	30,360,000
小計	360,448,000	△ 120,724,019	239,723,981
利息の支払額	△ 74,240,000	△ 540,000	△ 74,780,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	286,208,000	△ 121,264,019	164,943,981
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 400,238,000	△ 3,300,000	△ 403,538,000
無形固定資産の取得による支出	△ 15,765,000	0	△ 15,765,000
国庫補助金等による収入	89,365,000	0	89,365,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	29,507,000	0	29,507,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 297,131,000	△ 3,300,000	△ 300,431,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	230,858,000	0	230,858,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 388,464,284	△ 1,048,112	△ 389,512,396
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 157,606,284	△ 1,048,112	△ 158,654,396
資金増減額	△ 168,529,284	△ 125,612,131	△ 294,141,415
資金期首残高	293,226,709	258,897,397	552,124,106
資金期末残高	124,697,425	133,285,266	257,982,691

給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定	引当金	合計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)	福利費 (千円)	繰入額 (千円)	
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,241	5,391	12,632	3,841	932	17,405
			1		4,671	2,057	6,728	1,224		7,952
	資本勘定支弁職員		1		6,612	4,383	10,995	3,312		14,307
	合 計		4		18,524	11,831	30,355	8,377	932	39,664
補正前	損益勘定支弁職員		2		7,241	5,355	12,596	3,841	932	17,369
			1		4,671	2,057	6,728	1,224		7,952
	資本勘定支弁職員		2		6,612	4,383	10,995	3,312		14,307
	合 計		5		18,524	11,795	30,319	8,377	932	39,628
比較	損益勘定支弁職員		0		0	36	36	0	0	36
			0		0	0	0	0		0
	資本勘定支弁職員		△ 1		0	0	0	0		0
	合 計		△ 1		0	36	36	0	0	36

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	312	166	288	3,385	20	2,904
		0	134	0	112	0	983
	補正前	276	166	288	3,385	20	2,904
		0	134	0	112	0	983
比較		36	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0

手当の内訳	区分	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	2,445	254	0	0	300
		828	0	0	0	0
	補正前	2,445	254	0	0	300
		828	0	0	0	0
比較		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

※ 2 段表記の上段は常勤職員、下段は短時間勤務会計年度任用職員の数値。児童手当は総括表に含まない。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明 (千円)	備 考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
手当	36	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	36	会計間異動等に係る分	36

参 考 資 料

令和 8 年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第 1 号）

令和8年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第1号）

収益の収入及び支出

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道事業費用				813,338
	1 営業費用			759,615
		2 雨水函渠費		4,499
			16 修繕費	4,015
		3 総係費		60,818
			2 手当	7,712
2 農業集落排水事業費用				287,720
	1 営業費用			261,003
		1 処理場費		68,503
			14 手数料	20,782
	2 営業外費用			26,717
		1 支払利息		25,617
			1 企業債利息	25,617

資本の収入及び支出

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道資本の支出				584,539
	2 企業債償還金			221,596
		1 企業債償還金		221,596
			1 企業債償還金	221,596
2 農業集落排水資本の支出				259,234
	1 建設改良費			86,043
		2 処理場建設改良費		60,005
			17 工事請負費	53,420

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
4,000	817,338	
4,000	763,615	
3,964	8,463	
3,964	7,979	管渠等修繕費の増
36	60,854	
36	7,748	
6,164	293,884	
5,624	266,627	
5,624	74,127	
5,624	26,406	
540	27,257	
540	26,157	
540	26,157	

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
1,050	585,589	
1,050	222,646	
1,050	222,646	
1,050	222,646	
3,630	262,864	
3,630	89,673	
3,630	63,635	
3,630	57,050	処理場工事請負費の増

議案第 5 6 号

令和 7 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 57 号

令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 5 8 号

令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 59 号

令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 6 0 号

令和 7 年度矢巾町水道事業会計決算認定について

令和 7 年度矢巾町水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 6 1 号

令和 7 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

未処分利益剰余金を建設改良積立金への積立及び資本金への組入として処分する。

未処分利益剰余金の額	503, 818, 290 円
建設改良積立金への積立	176, 995, 122 円
資本金への組入	326, 823, 168 円

議案第 6 2 号

令和 7 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

令和 7 年度矢巾町下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 6 3 号

令和 7 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

未処分利益剰余金を減債積立金への積立及び資本金への組入として処分する。

未処分利益剰余金の額	269, 469, 957 円
減債積立金への積立	74, 349, 430 円
資本金への組入	195, 120, 527 円